

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		クリーニング業の営業停止及びクリーニング所の閉鎖
根拠条例・規則名		クリーニング業法
条 項		第 1 1 条
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 環境薬事課 (電話：048-840-2227)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・未設定（理由：処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難である） ・関連する法令の規定 <ul style="list-style-type: none"> クリーニング業法第3条（クリーニング所の基準） クリーニング業法第3条の2第2項（苦情の申出先の明示） クリーニング業法第4条（クリーニング師の設置）
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		